

令和5年12月7日

こども家庭庁 支援局障害児支援課
課長 栗原 正明様
厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課
課長 伊藤 洋平様

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における障害児支援の在り方に関する要望事項

一般社団法人全国介護事業者連盟
理事長 齊藤正行
一般社団法人全国介護事業者連盟 障害福祉事業部会
会長 中川 亮
障害児通所支援在り方委員会
委員長 杉野 貴彦

当連盟における障害児通所支援在り方委員会において、様々な論点に基づき議論を進め、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に向け、下記のとおり要望事項をとりまとめました。

要望の趣旨をご理解いただき、ご検討くださいますようお願い申し上げます。

◆基本的な考え方

障害児通所支援は現在の子ども達の在り方への支援に留まらず、将来に渡って「生きる力」を育む投資という側面も存在します。

具体的には今現在のサービスのあり方を見れば、人口減少・超高齢化という国難とも言える状況は、サービス量や施設数の増大によって社会保障費が増大し、喫緊において持続可能な施策を講じる必要性があります。一方、将来自立した生活を送り、納税者ともなることができる障害者が多く生まれることは、社会保障費が選択と集中によって真に支援が必要な障害者（児）へ支援の手が届く将来における持続可能性に繋がります。それが当連盟の考える持続可能な社会です。

その観点から障害児通所支援について以下直しを行って頂きたいと考えています。

以下3点が当連盟が考える今報酬改定における基本的な考え方であり、

- 1 コスト面も考慮した効果的な支援のあり方
- 2 保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援を用いたインクルージョンの推進
- 3 ICT等を活用した文書量の削減、過度なローカルルールの見直し

具体的には、下記のとおり要望いたします。

【児童発達支援および放課後等デイサービス共通】

◆基本報酬・加算に対する要望事項

- ◎ 短時間支援に関し、収支差率の平均を超えて報酬を引き下げると事業維持が不可能になる。支援時間によって報酬を区分するのであれば、介護と同様に、「時間あたり利用定員」に変更して定員緩和することにより、2部制を可能とする（たとえば、「午前部午後部」、「午後1部午後2部」など）。質を確保しながら児童数の定員を緩和することで、事業継続に必要な報酬の維持を可能とする。
- ◎ 時間単位の基本報酬体系を導入するのであれば、障害児通所支援の特性を踏まえ1時間単位ではなく、1～3時間など時間帯に幅を持たせて設定することが望ましい。
- ◎ 児童指導員等加配加算について、人材確保の困難性から、経験年数に応じた評価をすべきでない。仮に経験年数によって評価する場合でも、一定の経過措置（1年間等）を設けたうえで『2年以上』『2年未満』という区別にするなど、3年を超えた経験年数を求めるべきでない。また、専門的支援加算だけでなく、児童指導員等加配加算についても保育士資格を評価すべきである。
- ◎ 事業所内相談支援加算について、現行では月1回しか認められていないところ、家庭支援を強化するため、月4回の加算を可能とする。
- ◎ 事業所内相談支援加算についてオンラインでの支援を認める。
- ◎ 児童発達支援、放課後等デイにも保育所等訪問支援同様に初回加算を設ける。
- ◎ 児童発達支援管理責任者欠如減算に関し、現行、十分な養成研修の機会が国、自治体として整備できていない。そのため、罰則のための欠如減算ではなく、配置を維持し処遇を改善するために配置体制加算とすべき。
- ◎ 事業所内相談支援加算、関係機関連携加算、保育・教育等移行支援加算、家庭連携加算、相談支援・連携支援加算に関し、「いずれのかの連携を行った場合に算定できる」とし、加算をまとめる。
- ◎ 加算項目については、3つのサービス種別が共通して算定できるように加算項目を整理する。

- ◎ 栄養士配置加算について、児童発達支援センターだけでなく、児童発達支援事業所も同様にすることが必要である。また、介護保険サービスの栄養改善加算同様に、栄養ケアステーションなどと連携することで配置を満たすとする。
- ◎ 重症心身障害児の送迎加算の増額を図る。

【放課後等デイサービス】

◆人員基準に対する要望事項

- ◎ 児童指導員の要件を緩和し、再度その他指導員も含める。その際は、基準人員のうち 1/2 までといった制限を設け、その他指導員（その他指導員でなく、指導員という名称も検討）という新たな類型で対応し、既存の人員基準の配置との差別化を図る。

【保育所等訪問支援】

◆運営基準に対する要望事項

- ◎ 訪問対象に関し、児童が「集団生活を営む施設」として、少年院やフリースクール、インターナショナルスクール、民間学童、学習塾・カルチャースクール等についても、訪問支援の必要性があることから、これらも訪問対象として法令上明確に位置付ける。
また、不登校の児童や里子の場合も訪問支援のニーズが存在していることから、これらについても訪問支援の対象に位置付ける。

- ◎ 児童養護施設に入所している児童は、18 歳になった以降も措置延長により 18 歳になった年度の年度末で退所するケースが多い。

しかしながら、保育所等訪問支援の利用は 18 歳未満までとされ、利用延長が認められない。保育所等訪問支援について、18 歳になった以降も、児童の事情に応じて利用延長できるよう措置を講じる。

◆基本報酬・加算に対する要望事項

- ◎ 訪問支援員特別加算に関し、インクルージョンの推進に向けて保育所等訪問支援を広げる観点から、要件厳格化はせず、引き続き、配置によって加算を認める。
- ◎ 通所支援で認められている「事業所内相談支援加算 I/II」「個別サポート支援加算 I/II」を保育所等訪問支援についても認め、実態に応じた加算を設定する。

【居宅訪問型児童発達支援】

◆運営基準に対する要望事項

- ◎ 不登校などさまざまな事情で外出困難な児童も、訪問支援の対象として追加する。

以上